

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 48 年 3 月まで

昭和 48 年に母親が、私の国民年金の加入手続をしてくれ、翌年に 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金保険料は、母親が、私の分と両親の免除期間の追納分とを合わせて納付したので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 15 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納が無い上、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、申立人の主張どおり、昭和 43 年度及び 44 年度の免除期間（17 か月）の保険料を追納しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の母親は、「（申立人が）20 歳を過ぎてから国民年金の加入手続を行ったが、その際に町の職員に 20 歳からの未納分について納付したいと願い出た。」と述べているところ、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料が、同年 6 月 21 日に過年度納付されていることが確認できる。この時点で、申立期間の保険料を過年度納付（昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の分）及び特例納付（昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の分）することが可能であったところ、B 市からは、「申立期間当時、過年度納付書及び特例納付書を役場窓口で交付していた。」との回答を得ていることから、納付意識の高い母親が、昭和 48 年度の納付書の発行を受けながら、申立期間の納付書の発行を受けず、申立期間を未納のままにしていたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成17年6月25日については10万円、同年12月25日については15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日  
② 平成17年12月25日

私は、昭和62年10月1日から平成21年12月31日までA事業所に勤務しており、毎年2回の賞与を支給されていたが、ねんきん定期便で確認したところ、17年6月と同年12月に支給された賞与の記録が漏れていた。賞与を支給された際に厚生年金保険料は控除されていたので、年金記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している平成17年6月の賞与の支給控除一覧表及び申立人が保管している同年12月の賞与支払明細書より、申立人が、申立期間①及び②において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、支給控除一覧表及び賞与支払明細書に記載された賞与額から、平成17年6月25日の記録を10万円、同年12月25日の記録を15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 24 日に各申立期間に係る賞与支払届を提出したこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成9年9月から10年1月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から10年2月1日まで  
年金記録上の標準報酬月額と支給された給与から控除されている船員保険料に相当する標準報酬月額に相違がある。  
給与明細書を資料として提出するので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立期間の標準報酬月額うち、平成9年9月及び同年11月から10年1月までの期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成9年10月の標準報酬月額については、船員保険料が事業主により給与から控除されていたか否かを確認できる資料等はないが、当該期間前後の給与明細書において確認できる船員保険料控除額から、当該月の標準報酬月額を28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主に照会したが回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社（現在は、B社）C事業所の資格喪失日を昭和31年1月10日に、申立期間②の同社D事業所における資格喪失日を32年9月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月30日から31年1月10日まで  
② 昭和32年8月31日から同年9月1日まで

申立期間①については、私は、A社C事業所に勤務していた。厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②については、私は、A社D事業所から同社E事業所へ転勤になった際に、厚生年金保険の資格喪失日が昭和32年8月31日となっているが、同年9月1日の誤りと思われるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の経理担当者及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和31年1月10日にA社C事業所から同社D事業所に異動、32年9月1日同社D事業所から同社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事業

所における昭和 30 年 4 月のオンライン記録から 1 万円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る同社 D 事業所における 32 年 7 月のオンライン記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 32 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 8 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和42年4月24日から44年4月30日までA社に正職員として勤務した。年金記録によると、私の厚生年金保険資格喪失日は同年4月30日となっているが、同年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されており、また、同年4月30日付けの退職辞令も保管しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職辞令及び昭和44年4月分の給与明細書により、申立人は、A社に同年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び昭和44年3月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の業務を承継したB社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年8月9日に、同社B工場における資格取得日に係る記録を37年8月21日に訂正し、30年8月の標準報酬月額を8,000円に、37年8月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年8月9日から同年9月1日まで  
② 昭和37年8月21日から同年9月3日まで

私は、昭和28年11月にA社に入社し、平成2年6月11日に退職するまで継続して勤務した。

途中で退職したことは無く、厚生年金保険の未加入とされている期間は転勤に伴うものであることから、各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事カード及び在籍証明書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年8月9日にA社B工場から同社に異動、37年8月21日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社及び同社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和30年8月は8,000円、37年8月は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月25日から同年3月1日まで  
② 昭和54年5月31日から同年6月1日まで

申立期間①について、私は、C社D事業所で働いていた。辞める時は次の勤務先の厚生年金保険期間とつながるように、経理担当者に依頼し了承してもらったので、被保険者期間が途切れていることは無いはずである。

また、申立期間②について、A社B事業所で、昭和54年5月31日まで働いていたが、記録をみると厚生年金保険被保険者期間となっておらず、納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出されたA社B事業所発行の在職証明書及び当該事業所の回答から、申立人は、当該事業所に昭和54年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所の責任者は、申立人の当時の同僚であり、その者は、「申立人の在職期間は、昭和53年3月1日から54年5月31日までで間違いなく、厚生年金保険料についても給与から控除し納付した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の昭和 54 年 4 月の標準報酬月額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、C社D事業所から提出された資料から、i) 申立人の出勤簿には、昭和 53 年 2 月 24 日まで申立人の印が押してあること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は、同年 2 月 25 日に被保険者資格を喪失していること、iii) 給料台帳によれば、申立人の同年 3 月分給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出されたC社D事業所発行の平成 5 年 6 月 2 日付け在職証明書には、在職期間が昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 2 月 24 日までと記載されている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を330円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月24日から同年4月1日まで

私は、昭和17年にA社に入社した後すぐ軍隊に入り、復員後の21年4月からは同社C支店に復帰し、48年11月に同社本部を最後に退社するまで継続して勤務したが、厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社勤務期間中に係る申立期間の加入記録が見当たらないとの回答を得た。

しかし、A社C支店より、昭和22年1月から同社D支店開設準備員を命じられ、同年4月に開設した同社同支店に勤務するまでの開設準備期間中は、同社の本店又はC支店のどちらかに所属し、厚生年金保険にも加入していたはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職歴証明書及び同社の回答並びに同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年1月24日にA社C支店から同社D支店開設準備員に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立期間について、申立人が、A社C支店から同社D支店開設準備員と一緒に異動したとする同僚二人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格は、同社C支店において継続している上、同社D支店は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所

となっていることから、申立人の被保険者資格についても、本来、同日まで同社C支店において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び同社D支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立期間前後の記録から、330円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年12月25日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年12月25日に支給された賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月17日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 宮城国民年金 事案 1266 (事案 43 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで  
社会保険事務所 (当時) に対し、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、同期間については保険料の納付事実が確認できない旨の回答を受けた  
しかし、国民年金保険料については、当該期間を含めて納税貯蓄組合で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 町の国民年金被保険者名簿 (紙名簿) には、昭和 49 年 4 月 1 日資格取得と記載されており、検認記録欄も同月分から作成されていることから、申立期間は未加入期間として取り扱われていること、ii) 同町役場職員は「名簿に基づいて納付書を発行し、納税貯蓄組合に渡していた。」と証言しており、未加入期間である申立期間については納付書は発行されなかったと推認されること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様に申立期間の国民年金保険料は納税貯蓄組合で納付したと主張するが、この主張を確認できる関連資料等はなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 12 月に婚姻し、49 年 1 月から国民年金に任意加入し、定期的に国民年金保険料を納付していた。51 年 7 月からは A 市（現在は、B 市）に住んでおり、仕事にも就いておらず、生活環境に変化が無いのに申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、昭和 58 年 6 月 17 日に任意加入による国民年金被保険者資格を喪失してから、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、制度上、申立人に対して、納付書が発行されたとは考え難く、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで  
申立期間は学生だったが、母親から、「(私が) 20 歳の誕生日を迎えたので国民年金への加入手続きを行い、大学を卒業するまで国民年金保険料を納付した。」と聞いている。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が学生であった時に、申立人の母親が、国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけであり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、20 歳になる前の昭和 62 年 4 月 10 日に、実家がある A 市から、大学がある B 市へ住民票を移しており、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、B 市において国民年金の加入手続きを行うことが必要と考えられるが、国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の母親は、「B 市役所まで出向いて国民年金の加入手続きを行った記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和47年4月から56年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年6月から46年12月まで  
② 昭和47年4月から56年3月まで

23歳になった年の昭和47年11月30日に初めて国民年金手帳がA県から発行された。44年6月から46年12月までの期間については、国民年金保険料の納付書の送付及び納付の指示があれば納付したにもかかわらず、行政側の不手際により納付する機会を奪われた。当時の保険料の納付を認めてほしい。

また、昭和47年4月から56年3月までの期間については、厚生年金保険に加入していた期間中に、父親が国民年金保険料を納付しており、その保険料は還付されているとのことであるが、還付整理簿に支払先金融機関名が記入されていない上、還付金を受領した記憶は無いので、この還付したとする保険料を未納期間とされている44年6月から46年12月までの期間に充当してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月17日に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）でも、申立期間①は未納期間とされており、申立人が当該期

間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、行政側の不手際により奪われた国民年金保険料の納付の機会を回復してほしい旨主張する。しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、保険料が納付されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断することをその任務としており、保険料納付の機会の回復についてあつせんすることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人が厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、B町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の備考欄に、「還付請求済 47. 4月～56. 3月迄」の記載が確認できる上、社会保険事務所（当時）の還付整理簿にも、金額欄に「199,350」、還付事由欄に還付期間として「47. 4～56. 3」、決定年月日欄に「56. 3. 5」、支払年月日欄に「56. 4. 17」の記載が確認でき、これらの記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父親が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、父親は既に亡くなっていることから、当時の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年9月まで  
昭和60年9月に会社を退職後に、母親が、私の国民健康保険の加入  
手続をしたところ、国民年金にも加入した。国民年金保険料は、母親が  
納付してくれたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月4日に払い出されており、その時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立期間に係る国民年金の加入記録は無い上、申立人の所持する年金手帳にも、国民年金被保険者資格の取得日として、「平成1年1月26日」と記載されており、申立期間は未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の母親から聴取しても、「役場から毎月納付書が送られて来たので納付していた。」と説明するのみで、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる保険料額、納付場所などの記憶は無い上、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月3日から50年8月ごろまで

私は、昭和48年8月から50年8月ごろまでA社B工場に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。同僚が厚生年金保険に加入しているので、同時期に勤務していた私も加入しているはずである。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月から50年8月ごろまでA社B工場に勤務していたとしているが、申立人が同期入社であるとしている同僚及び申立人が退職する半年前から一緒に働いたとする同僚は、申立人と一緒に勤務した記憶が無いと証言しているほか、申立人が名前を記憶している同僚及び申立期間に厚生年金保険に加入していた同僚13名に照会したところ、2名が申立人を記憶しており、うち1名は申立人の勤務期間について、「申立人は、数か月と短い期間の勤務だったと思う。」としているが、申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、当該事業所は、昭和59年5月31日に解散しており、事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入の有無については確認することができない。

さらに、複数の同僚が、「業務の経験者以外は、入社すると数か月の見習期間を経て正社員となり、正社員にならないと厚生年金保険には加入させてもらえなかった。見習期間は、個人によって様々だった。」としていることから、当該事業所では、厚生年金保険の加入の時期については従業員ごとに判断していたことがうかがえるほか、当該同僚は「厚生年金保険に加入しないまま、見習期間のうちに退職してしまう者も多かった。」と

証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人も、「集金に来る地区長に、国民年金保険料を納めていた。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1820 (事案 817 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで  
A社に勤務した昭和 60 年 7 月 30 日から平成 5 年 11 月 1 日までの期間のうち、先の申立てにより 4 年 10 月から 5 年 10 月までの標準報酬月額の訂正が認められた。

しかし、私は、当該事業所における入社時の雇用条件は月額 50 万円であったにもかかわらず、年金記録によると、昭和 61 年 1 月から平成 4 年 9 月までの標準報酬月額が 20 万円と記録されていることに納得できない。

当該事業所は、私の給料から 50 万円に見合う保険料を控除し、社会保険事務所(当時)には標準報酬月額 20 万円と虚偽の届出を提出していたはずである。私は、所持する銀行の預金通帳に記載されている「振込」と「給与」の合計額が報酬月額であると認識している。

今回、銀行の預金通帳の写し及び妻が記載した当時の家計状況を記載した資料を新たに提出するので、再度、私の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当委員会は、i) A社に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められないこと、ii) 当該事業所の経理担当者から、「給与体系について、セールスマンは固定給に加え歩合給の支給があったが、当該事業所では、歩合給は厚生年金保険の標準報酬月額を決定する際の対象としていなかった。」との証言が得られたこと、iii) 申立人が厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていた事実を確認できる資料が無いことなどから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成 21 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、申立期間の一部の期間（平成 2 年 3 月 23 日から 4 年 11 月 18 日まで）における銀行の預金通帳を新たな資料として再申立てを行っているが、i) 当該預金通帳によると、A 社からの給与と取引先である B 社からの振込が確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、申立期間当時、A 社において取得されており、B 社の被保険者とはされていないこと、ii) 申立人は、標準報酬月額を給与と振込の合計額であると認識しているところ、振込額は、申立人が被保険者資格を有していない事業所からの販売手数料であり、標準報酬月額の算定に含めるべきものとはされていないこと、iii) 当該預金通帳によると、平成 2 年 3 月から 4 年 6 月までの毎月の給与振込額は 17 万 4,000 円前後であることが確認できるが、当該金額は、標準報酬月額 20 万円を基に算定した社会保険料及び雇用保険料並びに源泉徴収税額を報酬月額から控除した範囲内となっていること、iv) 同僚の申立期間当時の給与明細書によると、申立てに係る事業所では、標準報酬月額が改定される以前の保険料は、従前の標準報酬月額に基づき控除していたことが確認できることから、申立人の同月額の改定前に当たる同年 7 月から同年 9 月までの各月における給与振込額 31 万 6,377 円についても標準報酬月額 20 万円に基づく保険料控除が行われていたと考えられること、v) 同僚の給与明細書（平成元年 1 月分から 5 年 12 月分まで）によると、オンライン記録どおりの厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、vi) 申立人を含む役員及び同僚の標準報酬月額の届出日と社会保険事務所の処理日についても同一日であることが確認できる上、さかのぼって訂正された形跡は認められないことなどから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立人の妻が記載した当時の家計状況を記載した資料を提出しているが、当該資料は、平成 21 年 12 月 29 日付けで当時の生活費用を記憶に基づいて記載したものであり、当該資料をもって、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除があったとは判断し難い。

このほか、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ごろから 39 年 11 月ごろまで  
A 社（現在は、B 社）で、昭和 37 年 4 月ごろから 39 年 11 月ごろまで勤務した期間の厚生年金保険の加入期間が見当たらないとの回答を社会保険事務所（当時）からもらった。  
当時は、営業担当として勤務しており、給料明細書は保管していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間の特定には至らないが、申立人が A 社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社 C 事業所は、昭和 37 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 4 月から同年 11 月 24 日まで適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 社は、申立人に関して現存する資料は確認できないとしており、申立期間当時の雇用期間及び厚生年金保険料控除等の確認ができない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、連絡先を特定することができず、申立期間当時の状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時に A 社 C 事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会し、回答のあった 12 人のうち 5 人は申立人を記憶しているが、申立人の具体的な勤務期間や厚生年金保険への加入状況等の証言を得ることができなかった。

なお、申立期間における A 社 C 事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、「健保証番号」は連番で欠番がなく、不自然な訂正箇所も見当たらない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらない上、「健保証番号」は連番で欠番が無く、不自然な訂正箇所も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 23 日から 41 年 10 月 30 日まで  
A社に昭和 35 年 6 月 23 日に入社し、41 年 10 月 30 日まで勤務した。  
A社では、父と一緒に勤務し、同じ業務に従事した。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している者 10 人に照会したところ、全員から回答があり、うち 6 人は、「申立人を知っている。」と回答していることから、申立人が当該事業所に働いていたことは推認できる。

しかしながら、上記 6 人のうち 2 人が、「申立人は、当該事業所の正社員ではなく、臨時的雇用の職員だった。」と回答している上、昭和 40 年から当該事業所の社会保険事務を担当し、同事業所の社会保険委員であった職員は、35 年当時、厚生年金保険に加入していたのは正社員であり、申立人と同じ業務に従事した者は厚生年金保険に加入させていなかった旨証言している。

また、申立人は、「父の見習的な立場で勤務し、事業所からの収入は父が受け取り、自分は父から小遣いをもらっていた。」と述べている。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務状況等について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 23 日から 41 年 10 月 30 日まで  
私の父は、A社に昭和 35 年 6 月 23 日に入社し、41 年 10 月 30 日まで勤務した。

A社では、私と一緒に勤務し、同じ業務に従事したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している者 10 人に照会したところ、全員から回答があり、うち 7 人は、「申立人を知っている。」と回答していることから、申立人が当該事業所に働いていたことは推認できる。

しかしながら、上記 7 人のうち 5 人が、「申立人は、当該事業所の正社員ではなく、臨時的雇用の職員だった。」又は、「請負的な職員だった。」と回答している上、昭和 40 年から当該事業所の社会保険事務を担当し、同事業所の社会保険委員であった職員は、35 年当時、厚生年金保険に加入していたのは正社員であり、申立人と同じ業務に従事した者は厚生年金保険に加入させていなかった旨証言している。

また、申立人の息子が、申立期間に当該事業所で申立人と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚についても、A社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務状況等につい

て証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月1日から56年9月1日まで  
② 昭和57年10月1日から58年10月1日まで

私がA社に勤務していた昭和49年1月7日から60年5月21日までの期間のうち、55年10月から56年8月までの標準報酬月額が、前の月と比べて8,000円減額されている。

また、昭和57年10月から58年9月までの期間についても、前の月と比べると6万2,000円も減額されている上、次の年にはまた20万円に上がっている。

給料は毎年昇給していたので、別の人と間違えて記載したか、あるいは社会保険事務所（当時）で書き間違えたのではないかと思うので、各申立期間についての標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和56年9月1日に申立人の標準報酬月額が14万2,000円（19等級）から16万円（21等級）に改定されているところ、標準報酬月額の改定は、現に適用されている等級との間に2等級以上の差が生じた場合に行われることから、仮に申立期間に係る標準報酬月額について申立人が主張するとおりの標準報酬月額であったとすれば、2等級以上の差は生じず、同年9月1日に申立人の標準報酬月額は改定されない。

申立期間②について、申立人は、給与は毎年昇給していたと述べているが、当該事業所で申立期間②の1年以上前から厚生年金保険被保険者となっている者（67人）の標準報酬月額の推移を確認したところ、毎年増額

改定が行われている者は 14 人しか確認できず、申立人が同じ経理の仕事をしていたとして名前を挙げた同僚 3 人の標準報酬月額についても、毎年増額改定はされていない。

また、申立人は、「経理担当として厚生年金保険料の計算をしていたので、自分の標準報酬月額が大きく減額されていれば当時気付いたと思う。」としているが、当該事業所では、社会保険事務所への届出関係は社会保険労務士が行っていたと回答しており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致し、不自然な訂正等は見当たらない。

さらに、当該事業所で申立人と同様に標準報酬月額が減額改定されている者のうち住所が確認できた 8 人に照会したところ、2 人から回答があったが、いずれも現場の工員だったとしており、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできず、申立人も、「工員は日給制であった。」と述べている。

加えて、当該事業所では、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料が保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 16 日から 46 年 9 月 16 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、昭和 43 年 3 月 16 日から 46 年 9 月 16 日までの期間について脱退手当金を受給したことになっているが、その当時、脱退手当金の制度について会社側から説明も受けていないし、脱退手当金を支給されたという記憶も無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 46. 10. 4 受付」の印が押されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 51 人の被保険者の中で、申立人以外に脱退手当金の受給要件を満たしている女性 12 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、その 10 人全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、事業主による代理請求がなされていたことが推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 15 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 7 月 1 日から同年 8 月末まで A 社に勤務したが、日本年金機構の回答によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年 8 月 15 日に喪失していることが分かった。

私は、当該事業所に昭和 56 年 8 月末まで勤務しており、被保険者資格を喪失したとされている日の仕事の状況を覚えているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚 2 名、及び A 社で厚生年金保険の加入記録があり、申立期間に同社に在職していた 5 名に照会したところ、3 名から回答があったが、申立人の勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

また、当該事業所が保管していた人事記録には、申立人の退職日が、「昭和 56 年 8 月 14 日」と記載されており、退職事由欄には、退職届を提出した旨も記載されている。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の記録上の離職日は、昭和 56 年 8 月 14 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と合致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。